

こんにちは！民商婦人部です

所得税法第56条廃止させ

私たちの人権を認めさせよう！

・ ・ 業者婦人決起集会までに署名目標の達成を ・ ・



「1部員10筆を目標に部員訪問で訴える」
《中部民商婦人部 酒井恵部長》

10月の決起集会には、高島正子副部長が代表として参加する事を決めました。8月と9月に部員訪問を行い、訪問した部員にも署名を呼び掛けています。代表の高島副部長も350人を超える署名を集める程の奮闘を行っています。所得税法第56条については「内容を含めて改めて学び直す必要がある」と幹事会でも討議しています。常任理事会でも署名を呼び掛けながら、会全体の運動として取り組んでいます。

「所得税法56条について」
《東部民商婦人部 武田薫子部長》

民商の長い会員でしたが、3年前までは名ばかりでしたので、56条で配偶者86万円と決められているの知り、それは衝撃でした。はたらき分を正に認められないのはおかしい。夫であれ妻であれ働きに応じて経費とする。当たり前のことを、時代に合うように変えていきましょう。

「全国に広がることに確信を」 《西民商婦人部 山田桂子部長》

高知市1カ所で始まった56条採択が、今では全国的に広がり、頑張ってきて良かったです。西民商では、署名用紙を全会員に届けようと、各支部長さん、役員さんに協力してもらい、ポスティングしました。今回参加する役員さんは、全国的な集会には初めて参加する方です。代表として胸を張って参加出来るよう、皆で応援します。

「私たちの手で変えよう」

《北部民商婦人部 神吉英子部長》

民商に入って約30年？何を勉強してきたのか今さらながら思います。お恥ずかしい話ですが、56条も婦人部の役員になってから始めました。まだまだ勉強不足！時代おくれの56条私たちの手で変えていかなければと思います。

さぁみなさん！もうひと踏ん張り一緒に頑張りましょう♪

